

## 交通機関のストライキ及び台風等に伴う営業(休業)の取り扱い

交通機関のストライキ・台風等に伴う生協店舗の営業(休業)の取り扱いは、以下のとおりとします。

※関西大学「交通機関のストライキ及び台風等に伴う休業等に関する内規」に準じます。

- 1 交通機関のストライキ及び台風等に伴う休業等(営業時間の短縮及び休業を含む)の取り扱いは、次のとおりとします。特別警報は、暴風警報と同様に取扱いします。
  - (1) **午前 6 時まで**に交通機関のストライキが終了又は暴風警報が**解除されたときは、平常どおりの営業**を行います。
  - (2) **午前 10 時まで**に交通機関のストライキが終了又は暴風警報が**解除されたときは、12 時頃を目処に随時営業**を行います。(一部の店舗は、休業となる場合があります)
  - (3) **午前 10 時現在でも**交通機関のストライキが終了又は暴風警報が**解除されないときは、全店休業**とします。
- 2 交通機関のストライキによる休業は、次のとおりとします。
  - (1) 千里山キャンパス
    - ・ 阪急電鉄の運行が停止しているとき。
    - ・ JR 西日本及び大阪市営交通の両者の運行が停止しているとき。
  - (2) 高槻キャンパス
    - ・ 阪急電鉄の運行が停止しているとき。
    - ・ JR 西日本の運行が停止しているとき。
    - ・ 高槻市営バスの運行が停止しているとき。
- 3 暴風警報又は特別警報発令による休業は、**大阪府の市町村のいずれかに**発令されたときとします。授業時間中に暴風警報又は特別警報が発令されたときは、授業の中止に合わせて休業とします。
- 4 特別な状況に応じて、大学からの指示により休業する場合があります。

2014 年 10 月

関西大学生生活協同組合